

財政事情を公表します

市では、年2回予算の執行状況を公表しています。今回は、平成31年3月末現在の市財政事情をお知らせします。

※割合は小数点第2位を四捨五入

問 政策経営課(千代田庁舎)

平成30年度予算の執行状況

(繰越明許分5億1,174万8千円を含む)

一般会計予算 ▶ 173億9,072万9千円

一般会計とは、皆さんの暮らしに身近な仕事を行うための市の基本的な会計です。

特別会計予算 ▶ 108億4,637万2千円

特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の収入を特定の会計の支出に充てるために、一般会計とは区分して経理している会計です。

【歳入】

名称	収入済額	収入割合
一般会計	156億4,163万9千円	89.9%
国民健康保険	43億8,565万3千円	90.0%
後期高齢者医療	7億8,915万7千円	99.5%
下水道事業	10億1,865万8千円	93.8%
農業集落排水事業	4億3,457万8千円	92.7%
介護保険	32億2,948万3千円	89.1%

【歳出】

名称	支出済額	支出割合
一般会計	144億7,384万5千円	83.2%
国民健康保険	46億394万1千円	94.5%
後期高齢者医療	7億7,736万8千円	98.0%
下水道事業	10億1,865万8千円	93.8%
農業集落排水事業	4億3,457万8千円	92.7%
介護保険	29億7,581万1千円	82.1%

市税の納入状況

収入済額 ▶ 55億6,797万8千円

区分	収入済額	徴収率
市民税	26億4,966万9千円	91.3%
固定資産税	25億4,051万7千円	95.5%
その他市税	3億7,779万2千円	91.6%

地方債現在高の状況

地方債現在高 ▶ 313億3,966万6千円

地方債とは、特定の歳出に充てるために地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金です。

区分	借入残高
一般会計債	190億6,897万円
下水道特別会計債	62億278万4千円
農業集落排水特別会計債	24億539万9千円
水道事業特別会計債	36億6,251万3千円

基金現在高の状況

基金残高 ▶ 72億5,752万5千円

基金とは、特定の目的のために資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産のことです。

区分	基金残高
財政調整基金	18億2,683万8千円
減債基金	26億2,320万6千円
その他基金	28億748万1千円

一時借入金の状況

一時借入金現在高 ▶ 0円

一時借入金とは、一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる借入金のことです。

後期高齢者医療保険料の軽減

の内容が段階的に見直しされます

保険料均等割額の軽減
(所得が低い方に対する軽減)

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されています。下表にて本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われます。 問 国保年金課(千代田庁舎)

世帯（被保険者と世帯主）の 総所得金額などが次の場合	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成 30 年度における 8.5 割軽減の区分]33 万円以下の世帯	7 割	8.5 割	7.75 割	7 割
[平成 30 年度における 9 割軽減の区分] 33 万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）		8 割	7 割	
33 万円＋「28 万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5 割	5 割		
33 万円＋「51 万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2 割	2 割		

◎9割軽減の区分の方については、令和元年度の年間保険料は8割軽減となり、年金生活者支援給付金(令和元年10月から始まる新制度で実施主体は年金機構)の支援策の対象となります。

◎上表の5割軽減に係る基準について被保険者数に乗ずる金額が令和元年度より27万5千円から28万円に、2割軽減に係る基準について被保険者数に乗ずる金額が50万円から51万円になります。

被用者保険の元被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。(上表の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。)また、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。)

※平成29年4月以前に加入した方は、令和元年度から均等割額の軽減は無くなります。



60歳以上の方の新たな交通利用支援として

タクシー利用料金を助成します

かすみがうら市地域公共交通会議では、新たな公共交通利用支援策として、本年10月1日から利用できる「タクシー利用助成券」を交付します。

問 政策経営課(千代田庁舎)

助成対象者

本市に住所がある方で、次の要件をすべて満たす方

◎本年10月1日現在で満60歳以上の方

◎運転免許証(原動機付自転車免許を除く)の交付を受けていない方

◎かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業において、助成券の交付を受けていない方およびその受給資格を有していない方

◎医療機関に入院または介護保険の施設などに入居していない方

◎世帯全員に市税などの滞納がない方

◎運転免許証の取消処分を受けていない方

申請方法

必要事項を記入したタクシー利用助成券交付申請書を、市地域公共交通会議事務局(千代田庁舎政策経営課内)に持参もしくは郵送してください。

◎申請書は、市ホームページからダウンロードするか、市地域公共交通会議事務局、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の窓口で取得できます。

◎窓口で申請される方は、必ずはんこを持参してください。

◎申請書の窓口受付は、国・回・県・年末年始を除きます。

▶専用フォーム(24時間申請可能)からも申請できます

◎市ホームページ「くらし・手続き」▶「公共交通」▶「タクシー助成券」専用フォームから申請できます。



事業概要

消費税率および地方消費税率の引き上げが本年10月に予定されています。そこで、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、かすみがうら市プレミアム付商品券の発行と販売を実施します。

問 観光商工課(霞ヶ浦庁舎)

①購入対象者

▶令和元年度扶養外住民税非課税者
※条件によっては対象とならない場合もあります
▶3歳未満児子育て世帯主
※令和元年10月1日以降に生まれたお子さんは対象となりません

②プレミアム付商品券の販売

引換券を持っている方のみが購入ができます。
※代理人でも購入は可能です

▶期間:10月1日(国)から令和2年2月29日(国)

▶方法:10月中旬(予定)までは千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所で販売します。
※以降は霞ヶ浦庁舎観光商工課で販売

▶5千円分のプレミアム付商品券を4千円で販売

▶プレミアム付商品券の1枚あたりの額面は500円とし、10枚を1セットとして販売

▶プレミアム付商品券の販売限度額

【扶養外住民税非課税者】

◎1人につき2万5千円分

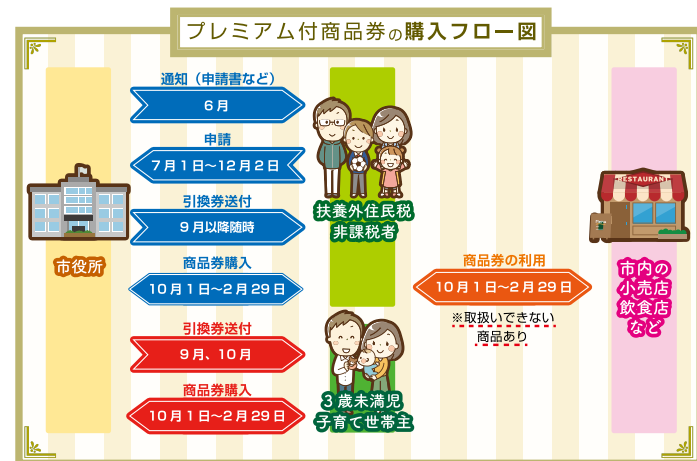
【子育て世帯主】

◎1人につき2万5千円に当該子育て世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額分

③商品券の使用範囲

▶使用期間:10月1日(国)から令和2年2月29日(国)
▶使用可能場所:市内の小売店・飲食店など

④プレミアム付商品券の購入フロー



詳しい内容につきましては、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ「市政全般」▶「プレミアム付商品券」

